

広島県訓令第4号

本 庁

官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

官報報告規程の一部を改正する訓令

官報報告規程（昭和二十四年広島県訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第五号中「及び公営企業の管理者」を「公営企業の管理者及び病院事業の管理者」に改める。

別記様式第六号注<sup>3</sup>中「公営企業の管理者」の下に「病院事業の管理者」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。